

令和3年9月24日

健康増進法等施行細則の改正概要

1 趣旨

介護保険法に基づく介護医療院が新たに設置されたことに伴い、健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設の種類の介護医療院が追加されました。これに伴い、特定給食施設報告書の提出対象となる施設種類として「介護医療院」を追加する必要が生じたため、健康増進法等施行細則の一部を改正します。

また、健康増進法等施行細則で規定される一部様式について、様式変更に対応できるように、別途要綱で定めることとし、健康増進法等施行細則の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 特定給食施設報告書の提出対象となる施設種類として介護医療院を追加します。
(第9条関係)
- (2) 給食施設栄養管理報告書(第5号様式～第7号様式)、特定給食施設報告書(第8号様式)、給食施設栄養指導票(第11号様式)の様式を定める規定を削除します。(第8、9、12条関係)。